

令和 6 年度

第 1 回 赤穂市都市計画審議会議事録

日 時 令和6年7月9日（火）

令和6年度第1回 赤穂市都市計画審議会議事録

1. 日 時 令和6年7月9日(火)
午前10時00分～午前11時00分
2. 場 所 赤穂市役所6階 大会議室
3. 出席者
〔委員〕
(学識経験者) 松本 隆博 児嶋 佳文 目木 敏彦
浜野 好正 萬代 新一郎
(市議会議員) 山田 昌弘 荒木 友貴 榊 悠太
山野 崇 南條 千鶴子
(公募市民) 奥道 一二美 坂田 文香
(関係行政機関) 兵庫県西播磨県民局
光都土木事務所 所長補佐 大久保 豪
赤穂警察署 交通課長 宅美 智章
〔事務局〕 建設部長 潤口 彰利
土木担当部長 坂本 良広
都市計画課長 澁江 慎治
建築係長 長棟 由樹
計画係長 谷 勉
事務員 田中 仁一朗
下水道課長 山家 啓一郎
4. 審議会成立宣言
5. 審議事項
第1号議案 会長の互選について
第2号議案 会長職務代理者の指名について
6. 報告事項
報告第1号 都市計画の概要について
7. その他
8. 閉会

事務局	<p>委員の皆さまお揃いになりましたので、ただ今より、令和6年度 第1回赤穂市都市計画審議会を開催いたします。</p> <p>本日の案件は、審議事項として「会長の互選」、「会長職務代理者の指名」の2つでございます。また、報告事項として「都市計画の概要」を予定しております。</p> <p>本日の審議会は、委員改選のため会長が決まるまでの間、事務局の方で進行させていただきます。</p> <p>本審議会は「赤穂市都市計画審議会運営規則」第7条により、原則公開となっております。</p> <p>本日の議事内容は、特に非公開情報を取り扱いませんので、会議の冒頭から傍聴を認めることにしたいと思います。</p> <p>なお、傍聴人には、傍聴の取扱いで定められた事項を厳守いただき、議事開始までの間に限り、写真撮影の申出があれば認めることにしたいと思いますので、ご了承よろしく申し上げます。</p> <p>それでは、傍聴の方にお入りいただきます。しばらくお待ちください。</p> <p>【傍聴者入場】</p> <p>傍聴の方をお願いいたします。</p> <p>配布しております厳守事項をご一読いただき、静粛をお願いいたします。</p> <p>また、会議開催中の写真撮影、録画、録音等につきましては、禁止させていただきますが、写真撮影を希望される場合は、ただいまから議事開始までの間とさせていただきます。必要な場合は、この時間をお願いいたします。</p> <p>本日は、委員改選後、最初の審議会となりますので、開会にあたり、牟禮市長より、ごあいさつ申し上げます。市長、よろしく申し上げます。</p>
市長	<p>【市長あいさつ】</p>
事務局	<p>ありがとうございました。次に次第の3. 委員の紹介に移ります。</p> <p>それでは、このたび選出されました委員の皆さまをご紹介させていただきます。配布しております名簿順で読み上げますので、ご了承願います。</p> <p>【委員紹介】</p> <p>以上 15 名の皆さまで 2 年間お世話になります。どうぞよろしく願いいたします。次に、事務局の紹介をいたします。</p> <p>【事務局紹介】</p> <p>どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>それでは、撮影の時間はここまでにさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p>

委員	<p>なお、市長は他の公務のため、ここで退席いたします。</p> <p>【市長退席】</p> <p>続きまして、次第4. 審議会の成立について、ご報告いたします。 一委員より事前に欠席の通告を受けておりますので、委員15人のうち本日の出席者は14名です。よって、委員の2分の1以上の出席をいただいておりますので、「赤穂市都市計画審議会条例」第7条第2項の規定により、本審議会は成立いたしました。</p> <p>続きまして、次第5. 審議事項について、ご説明申し上げます。議案書1ページをお願いします。</p> <p>第1号議案「会長の互選」についてです。会長については、「赤穂市都市計画審議会条例」第6条第1項及び「赤穂市都市計画審議会議事運営規則」第4条により、会長は、学識経験者のうちから委員の互選により選ぶこととなっておりますが、どのようにいたしましょうか。</p> <p>これまで当審議会の会長を務められ、都市計画に関する知識や経験をお持ちの一委員が適任かと思っておりますので、引き続きお願いしてはいかがでしょうか。</p>
事務局	<p>一委員より、ご発言がございましたように、一委員に会長をお願いすることよろしいでしょうか。</p>
会長	<p>【異議無しの声】</p> <p>異議が無いようですので、会長は一委員と決まりました。 それでは「赤穂市都市計画審議会議事運営規則」第5条によりまして、議事の進行を一会長よろしく申し上げます。</p> <p>【会長あいさつ】</p> <p>それでは、議案書2ページをお願いします。 第2号議案「会長職務代理者の指名」についてであります。 会長職務代理者は「赤穂市都市計画審議会条例」第6条第3項により、会長が指名することとなっておりますので、会長職務代理者として一委員を指名させていただきます。皆さま方のご賛同をお願いいたします。</p> <p>【異議無しの声】</p> <p>ありがとうございます。異議なしのお言葉がございましたので、会長職務代理者は一委員に決定いたしました。 次に、議事録署名委員の指名についてですが、「赤穂市都市計画審議会議事運営規則」第8条第2項により、会長が指名することとなっておりますので、本日の議事録署名委員として、「一委員」と「一委員」にお願いし</p>

<p>会長職務代理者</p>	<p>ます。</p> <p>本日、私事で申し訳ないのですが、急用が入りまして、ここで退席させていただきます。以降の議事進行については、会長職務代理者の一委員にお願いしたいと思っております。</p> <p>【会長退席】</p> <p>それでは、一会長に代わりまして、会長職務代理者が、この後の会の進行をさせていただきます。スムーズな会の進行を皆さんどうぞよろしくお願い致します。</p> <p>それでは、次第の6. 報告事項に入ります。</p> <p>報告第1号「都市計画の概要」について、事務局説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、報告第1号「都市計画の概要」についてご報告いたします。</p> <p>別冊「都市計画の概要」をお願いします。ここからは、座って説明させていただきます。この「都市計画の概要」は、赤穂市の都市計画の内容についてまとめたものであります。順にご説明させていただきます。</p> <p>1 ページをお願いします。</p> <p>1. 都市計画とは</p> <p>都市計画とは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画であります。</p> <p>2. 都市計画のしくみ</p> <p>1. 都市計画区域の指定</p> <p>赤穂市は、行政区域の全域 12,685ha が都市計画区域に指定されており、相生市の全域と上郡町の一部区域を含めた2市1町で西播都市計画区域として広域的都市計画決定されています。</p> <p>次に2. 都市計画の内容、(1)の市街化区域及び市街化調整区域につきましては、赤穂市南部地域及び北部有年駅周辺の1,418haを計画的に市街化を図る区域として市街化区域に、それ以外の11,267haを市街化を抑制すべき区域として市街化調整区域に区分しています。</p> <p>次に(2)地域地区についてであります。2ページをお願いします。</p> <p>まず、①の用途地域は、市街化区域内1,418haにおいて、第一種低層住居専用地域から工業専用地域までの11種類を指定しています。</p> <p>次に②の風致地区は、都市における自然美の維持及び環境を保全するため、赤穂城趾風致地区から船岡園風致地区までの6地区を指定しています。</p> <p>次に③の臨港地区は、港湾を管理運営するための地区として赤穂臨港地区3.3haを指定しています。</p> <p>次に3ページをお願いします。(3)都市施設であります。</p> <p>まず、①の道路の整備状況につきましては、路線数の合計30路線、総延長49.06kmを計画決定しており、このうち改良済み延長は、35.06kmとなっております。</p> <p>次に②の公園・緑地・墓園・広場についてであります。</p> <p>まず、(イ)公園・緑地・墓園の整備状況につきましては、街区公園か</p>

らその他公園まで 401.61ha を計画決定しており、このうち開設面積は 193.67ha となっております。

また、欄外に記載の、1人当りの開設公園面積は、43.5㎡となっております。

続いて4ページをお願いします。

(ロ)の広場の整備状況につきましては、播州赤穂駅南側から有年駅北側まで1.71haの計画面積のうち1.18haが供用済となっております。

次に③のごみ焼却場・ごみ処理場・下水道であります。

(ハ)のごみ焼却場・ごみ処理場につきましては、赤穂市美化センターとして2.5haを計画決定し供用しております。

(ニ)の下水道につきましては、7ページから9ページに概要をまとめておりますので、後ほどご説明いたします。

次に④の火葬場につきましては、赤穂市斎場として1.45haを計画決定し供用しております。

次に5ページをお願いします。(4)市街地開発事業であります。

市街地開発事業のうち市街地の面的な整備開発を行う土地区画整理事業については、昭和27年に都市計画決定された加里屋の第一地区をはじめ、13地区470.2haを都市計画決定しております。このうち、11地区は既に換地処分され事業は完了しております。現在は有年地区、野中・砂子地区の2地区が施行中であります。

続きまして6ページをお願いします。(5)の地区計画等であります。

地区の特性にふさわしい良好な環境の市街地を形成するために、土地利用を計画的に誘導していく地区レベルでの計画であります。土地区画整理事業等を施行中の有年駅周辺及び野中・浜市地区、そして尾崎地区の一部において地区計画を決定しております。

次に(6)の防災街区整備方針につきましては、密集市街地における良好な住宅市街地に向けて整備を推進するため、尾崎地区及び塩屋地区において「防災再開発促進地区」を指定しております。

次に7ページをお願いします。赤穂市公共下水道の計画概要になります。

1の基本計画から次ページの6の小島処理区までの各処理区ごとに、基本計画を定め整備を進めております。

次に8ページをお願いします。8.総事業費につきましては、総事業費706億円に対し、令和5年度末投資額は、加里屋中継ポンプ場の機械設備整備工事及び土地区画整理地内の污水管渠築造工事等により、昨年度から4億円増の667億円となっております。

次に9ページをお願いします。9.下水道普及状況であります。

表のとおり、地区別に令和6年3月末時点の下水道普及状況をまとめております。

まず、整備面積は、全地区合計で1,602.9haとなっており、水洗化率は、全体で98.6%となっております。

また、行政人口に対する下水道普及率は、99.5%となっております。

報告第1号の説明は以上でございます。

会長職務代理者	ありがとうございます。 ただいまの説明について、ご質問、ご意見はございませんか。
委員	8 ページの下、処、P、菅という項目について教えてください。
事務局	処は処理場、P はポンプ場、菅は管渠のことを示しています。
会長職務代理者	他にございませんか。
委員	3 ページの都市施設の①道路と②公園・緑地・墓園・広場ですが、令和 5 年度の開業率、開園率が前年と同じ数値のように思うのですが、どうい うことか教えてください。
事務局	こちらの令和 5 年度末と令和 4 年度末との数値ですが、整備途中のものは完了していないため、変更が昨年度はなかったということになります。 今年度、数値の変更があったところにつきましては、3 ページの下の※の人口のところになります。人口は住民基本台帳から入手しているの で、人口が変わっているのと、それに伴い 1 人当たり開設公園面積が変更して います。 次に 5 ページの浜市地区の換地処分の年月日が令和 6 年 1 月 26 日に告示されたので更新されております。 あとは下水道関係、毎年の更新になりますが、8 ページの先ほど一委員 がご質問されたところの総事業費のうち、令和 5 年度末の投資額や、9 ペ ージの表の数字が更新されています。
委員	大雑把な質問ですが、これが令和 6 年 3 月 31 日現在の資料ということ ですが、令和 5 年度で大きく変わった数値などだけを教えてください。
事務局	昨年度と大きな変更点は、先ほど事務局のほうから説明させていただきました ように、市街地開発の事業や、換地処分の数値の変更があります。 下水道関係としましては、7.8.9 ページの変更点につきまして、先ほど 説明したように総事業費が 4 億円増加していることや、9 ページの下水道 の普及率、普及状況について令和 6 年 3 月末の人口で完了件数などが大き く変わっている部分があり、変更しています。 なお、下水道普及率について、変更はございません。
会長職務代理者	基本的なことをお聞きします。昨年から引き続き委員をされている方も いますが、新しく委員になられた方もいますので、この審議会では何を審 議するのか、私たち委員が何をすればいいのか教えてください。
事務局	資料に赤穂市都市計画審議会条例がございますが、第 2 条に審議会の所 掌事務について、市が定める都市計画に関する事、都市計画について市 が提出する意見に関する事、その他市長が都市計画上必要と認める事項 に関する事、以上 3 点になります。

<p>会長職務代理者</p>	<p>表現としては、これについて審議をしていただくということでございます。過去であった例として、令和3年度から4年度にかけて、都市計画マスタープランの改訂に関して、これは都市計画上一番大きな計画になりますが、そのようなものを決める際に、こちらの審議会に諮って最終的に内容を決定するため、この審議会で審議していただくことになっています。</p> <p>少しだけ補足させていただきます。都市計画決定を打つにあたって、具体的なことを審議していかないといけないということになりますので、区域区分の編入であるとか、いろんな案件が出てくるかと思えます。</p> <p>最終的に計画決定をするのは県などになりますが、その段階で市の意見としてまとめたり、審議会のほうに諮問させていただいて、委員の皆さまに審議していただくことになります。</p> <p>その年で審議する内容が少し変わったりはありますが、今後そのようなことがありましたら、よろしくお願ひしたいと思えます。</p> <p>委員としては、基本的に諮問された内容について意見を述べるという心構えでいけばよいということですね。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、そういうことです。</p>
<p>会長職務代理者</p>	<p>他に質問などなければ次第7. その他に移りたいと思えます。事務局、お願ひします。</p>
<p>事務局</p>	<p>事務局より1点ご報告がございます。</p> <p>資料はA3の当日配布資料になります。</p> <p>昨年度の都市計画審議会で説明させていただきました令和5年度から令和6年度にかけて、「赤穂市土地利用計画の見直し及び特別指定区域の申出」について現在実施しているところでございます。改めて説明しますと、「土地利用計画」とは市街化調整区域のまちづくりを推進していく基本的な計画で、市街化調整区域の土地利用の方針を示し、この計画に沿った開発行為を認めていく「特別指定区域」の指定により地域の課題に対処し、地域の特性を生かしたまちづくりを実現することを目的としております。</p> <p>資料のカラー部分の市街化調整区域について、各区域を下の凡例の通り色分けをしています。今回、土地利用の可能性を検討する区域として、青色部分、特定区域（工業系）の6箇所のほか、紫の囲み部分の御崎地区、新田地区、福浦地区、こちらを土地利用検討区域として、土地利用の検討を進めております。</p> <p>昨年度、現況調査を行い、関連計画や各種法規制を把握、土地利用の課題整理などを行ってまいりました。</p> <p>今回の土地利用の検討における想定として、特定区域（工業系）のうち、「一」と「一」の2か所が操業停止中で、仮に新しい企業が参入するような場合があれば、現在の法律では、市街化調整区域においては、同じ業種の企業しか参入できません。そのため、他業種の企業でも参入できる</p>

	<p>よう緩和ができないかという考えのもと、これに対応する県の特別指定区域制度を活用することで、用途変更がしやすくなるよう検討しておりましたが、令和6年4月より兵庫県の開発許可制度が緩和され、大規模な事業所でも個別案件として用途変更が可能になりました。他業種の企業が参入しようとするれば、その企業から県に申請すれば可能となるということで、特定区域（工業系）に対しては特別指定区域に指定しなくても可能だということで、市としては活用しない方針としました。</p> <p>なお、「一」については、現況調査によると、今、示している区域より若干拡大して運営しているため、特定区域（工業系）の区域を拡充する予定でございます。</p> <p>また、都市計画マスタープランで土地利用検討区域としている御崎地区、新田地区、福浦地区を引き続き土地利用について検討していくところです。</p> <p>そのうちの新田地区について、赤穂インターチェンジ周辺農地は、現状第1種農地であり、県と協議しましたところ、農地転用ができないという結果になりました。協議結果に基づき、市としては関西福祉大学北側の市街化区域の編入について、引き続き検討していく予定であります。また、福浦地区についても同じように企業用地として活用できないかと検討しておりますが、現時点では民間事業者が活動中であり、具体的な土地利用の方向性は決まっていない状況ですが、引き続き検討していきたいと思えます。</p> <p>これらを踏まえたくえで土地利用計画案を作成し、次回の審議会委員の皆さまにお示しできればと考えております。</p> <p>事務局からは以上でございます。</p>
会長職務代理者	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただいまの件についてご質問・ご意見等がありますでしょうか</p>
委員	<p>確認なのですが、「一」と「一」では、跡地を特別指定区域で市が緩和しなくても、個別の案件として事業者からのニーズがあれば、事業者と県との間で、拡充をできるということなので、市はタッチしなくてもよくなったという説明だと思うのですが、ただ用途区域の緩和について、関わらないとしても、企業立地の立場から積極的に関わるということによいのでしょうか。立場としては違うけれど、活用は推進してやっていただけということによろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>都市計画としては、土地利用の立場ではありますが、オール赤穂としましては、商工課になるのですが、企業立地の担当とは連携し、それぞれの立場でしか動けないということではなく、お互い連携して連絡を密にしながらやっていくということでございます。</p>
委員	<p>「一」の説明をもう一度お願いします。</p>
事務局	<p>「一」ですが、この図は改正前で令和元年に作成した図面でございます</p>

委員	<p>す。「一」の右に青いエリアがあるのですが、現況調査をしましたところ、実際に事業運営をしている区域が、青で示した部分より若干広いということで特定区域（工業系）を若干広げるといことです。</p> <p>「一」のところは特別指定区域ですか、それを指定して他の業種でも使えるように進めていくということですか。</p>
事務局	<p>実際は、「一」の区域を広げる場合について、個別案件になり「一」が県に申請をして事業区域を拡大するというような作業が必要になってきます。</p> <p>市としては実際に事業運営しているということで特定区域（工業系）を広げるといことです。</p>
委員	<p>先ほどの「一」の場所の確認ですが今、森林区域等になっているところを「一」が何かして特定区域に拡充するという理解でよろしいですか。</p>
事務局	<p>実際、森林の手前まで現況調査をし、その部分は広げるといことです。</p> <p>「一」に関しては、元の工場を「一」から買い取り、工場を運営されていきました。工場の山の上側に「一」の社宅用地があり、その社宅用地は工場用地ではないのですが、「一」は使える場所を使いたいということで「一」の宅地を購入されました。</p> <p>事業所としての敷地を拡大したいということで、県との協議を進めている中で、市としてはその社宅部分も宅地なので事業所として使えるということで、土地利用計画上の特定地域（工業系）の範囲を増加することが今回の考え方になります。</p> <p>他の特定地域（工業系）も増やせるところがないか調査をしていますが、他は元の工場敷地がそこまで農地が来ているので、増やせる場所がありません。特定地域（工業系）の増やせるところは、今「一」の残っているところになりますので、今回は「一」だけ土地利用上特定地域（工業系）を増加するというごことでご理解お願いします。</p>
会長職務代理者	<p>ご説明いただきました土地利用計画図については、次回の審議会の時にもう少し詳しい内容でご提示いただき、私共がそれについて審議していくということになりますので、よろしくお願いたします。</p>
委員	<p>次回の審議会は、いつ頃開催予定ですか。</p>
事務局	<p>日は決まっていますが、12月までに開催しようと思っっています。それまでに内容を整えてまいりたいと思っいます。</p>
委員	<p>新田のところですが、議会でも取り上げられていましたが、もう一つのほ場整備はどれだけ進んでいっますか。</p>

事務局	<p>農林水産課に確認はしていますが、細部まではわかりません。現在、策定中ということで、ほ場整備のための農業振興地域というのを進めているというのを聞いています。</p>
会長職務代理者	<p>一委員がおっしゃったことを私たち委員が発言してよいかを最初に聞きましたが、審議に上がってきた案件について、都市計画についての意見を述べるのか、ほかの都市計画、市街化区域含む全体についての意見を発言してもいいのか、その線引きをしてほしいです。</p>
事務局	<p>都市計画審議会なので、できれば都市計画の内容に沿った審議を行いたいです。他の都市計画と関係ないからと言って、答えないことは中々できません。わかる範囲でお答えさせていただくつもりでございます。</p>
会長職務代理者	<p>私からのお願いですが、議員の皆さまは資料などお持ちで知識も豊富にありますが、一般公募の方や、我々は資料等を早めにいただいて、次回の審議会までに少し勉強したいと思いますので、早めに資料のご提示をお願いしたいと思います。</p> <p>他にないようでしたら、これで本日の都市計画審議会の審議事項はすべて終了となります。これを持ちまして、審議会を閉会したいと思います。次回は12月ごろ開催予定になります。</p>

